

## アスリート委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会(以下「本協会」という。)のアスリート委員会(以下「委員会」という。)について定める。

2 委員会は、本協会定款に基づく専門委員会とし、委員会の組織、活動方法等は、この規程の定めるところによる。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、パワーリフティング競技に関連する事項について、本協会に登録する選手の意見を取りまとめ、本協会の理事会における意思決定に反映させるとともに、選手の育成及びパワーリフティング競技の普及発展に寄与することを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、理事会の諮問に応じ又は委員の発案により、次の事項について協議し、理事会に答申又は報告する。

- (1) アンチドーピング教育や啓発に関すること
- (2) 競技・強化環境の改善や整備に関すること
- (3) 選手指導に関すること
- (4) 試合環境の整備・改善に関すること
- (5) 選手のコンプライアンス啓発に関すること
- (6) パワーリフティング競技の社会的役割や価値の向上に寄与すること
- (7) 本協会主催事業に協力しパワーリフティング競技の普及発展に寄与すること
- (8) 他の競技団体のアスリート委員会との協力・連携に関すること
- (9) その他選手に関すること

(構成)

第4条 委員会は、委員7名以上10名以内で組織する。

2 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	1名
副委員長	1名
委員	5名以上8名以内

3 委員会は、北海道東北ブロック、関東ブロック、北信越ブロック、東海ブロック、近畿ブロック、中国ブロック、四国ブロック及び九州沖縄ブロックの各ブロックから選出された5名以上8名以内(ただし、各ブロック1名以内)の委員、並びに加盟団体である高校連盟、学生連盟及び実業団連盟から選出された2名(ただし、これらの加盟団体のうち一つの団体

のみから2名選出されることを妨げない) の合計7名以上10名以内の委員により構成され、男女各1名以上含むものとする。

(選任)

第5条 委員長は、委員の互選によって選任する。

2 副委員長は、委員の中から委員長が選任する。

3 委員は、次の事項を満たし、各ブロック長又は加盟団体長より推薦を受けた者の中から、年齢、種目及び競技方法等を総合考慮し、理事会において選任する。

(1) 本協会の登録選手のうち、本協会主催競技会に過去1年以内に出場した選手で、パワーリフティング競技に関する見識を持ち合わせ、社会的良好な判断ができる者

(2) ドーピング違反その他の制裁を受けたことがない者

(任期)

第6条 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の任期の満了までとする。

3 委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、年1回以上開催するものとし、委員長がこれを招集する。

2 委員は、委員の半数以上の承諾を得た場合、委員長に対し、委員会の目的である事項及び招集の理由を示して、委員会の招集を請求することができる。

3 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、書面又は電磁的方法により、委員会の日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。

4 本協会の会長、副会長、専務理事及び事務局長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第8条 委員会の議長は、委員長とする。

(決議)

第9条 委員会の決議は、委員の過半数が出席(テレビ電話等による出席を含む)し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(活動計画等)

第10条 委員長は、年間の活動計画及び予算を策定するものとし、理事会の承認を得なければならない。

2 委員会の活動(会議を含む。)の経費支払に当たっては、本協会で定める「旅費、日当等に関する規程」において専門委員会等の委員とみなし、旅費を支給する。

(事務局)

第11条 委員会の事務は、事務局が行う。

附則 1. この規程の改廃は、理事会の決議による。

2. この規程は、令和2年5月10日から施行する。